

見解書の概要

—羽田沖埋立事業の拡張—

昭和 58 年 9 月

東 京 都

1. 総 括

1.1 事業者の氏名及び住所

東京都 代表者 東京都知事 鈴木俊一

東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

1.2 対象事業の名称

羽田沖埋立事業の拡張

[埋立て]

1.3 対象事業の内容の概略

本事業は、航空機騒音問題解消のための空港移転用地の確保及び廃棄物最終処分場の確保のため羽田沖に埋立地を造成（拡張）するもので、計画の概要及び工事工程は、表-1～2に示すとおりである。

表-1 埋立事業計画概要

位 置		大田区羽田空港二丁目地先	
規 模	埋立面積	約 337ha	
	埋立土量	4,333万m ³	一般廃棄物 211万m ³ 上水スラッジ 30万m ³ 下水スラッジ 229万m ³ しゅんせつ土 1,093万m ³ 建設残土 1,500万m ³ 埋立用土砂 1,270万m ³
	外周護岸延長	7,573m	ケーソン式護岸 5,143m 二重鋼矢板式護岸 2,430m

表-2 工事計画概要

年 度		58	59	60	61	62	63	64	65
護 岸 工 事									
廃棄物等埋立処分	一般廃棄物								
	上水スラッジ								
	下水スラッジ								
	しゅんせつ土								
	建設残土								
	埋立用土砂								

1.4 意見及び事業者の見解の概略

評価書案について、都民からの意見書が6通と関係地域の大田区長からの意見が提出された。また、公聴会においては、公述人1名から意見が述べられた。

これらの主な意見と事業者の見解の要旨の概略は、表-3のとおりである。

表-3 主な意見の要旨と見解の要旨の概要

主な意見の要旨	見解の要旨
護岸工事中の濁り(SS)の目標値(50mg/l)は水産用水基準、水産環境水質基準と比較して極めて甘い数値であり、水域の環境保全を図る立場からも20mg/lに改めるべきである。	当該海域においてよくみられる有用魚介類としては、スズキ、ボラ、マアナゴ、マコガレイ、マハゼ、アサリ等が生息している。既往の文献によれば、これらの種はいずれも50mg/l程度の浮遊物質量(SS)濃度で大きな影響がないため、護岸工事中のSSの目標値は50mg/lとして差し支えないものと判断している。
埋立地から海域に排出される排水について、護岸からの浸透量を無視しているので、埋立地から海域への流出負荷量を過小評価している。	焼却残灰等の一般廃棄物の埋立処分にあたっては、護岸背後に防水シート等を設置し、内水位の調整を行う。埋立後には逐次覆土を実施し覆土内にアスファルト処理等による不透水層を形成する。以上の措置によって護岸からの浸透を防止することとしている。
評価書案では、水質汚濁、水生生物の評価について、影響なしとしているが、都内湾漁業者の立場とその窮状は評価されておらず、不当なものであり再考ねがいたい。また、	埋立地の出現に伴う化学的酸素要求量(COD)濃度及び流況の予測結果によれば、いずれも変化の程度は小さくその範囲も狭いことから埋立地周辺に現存する水生生物の適応範囲にあると予測・評価したものである。 さらに、埋立地の前面に平均出幅500m程度の

主な意見の要旨	見解の要旨
<p>水生生物の評価は、浅場の具体的な構造等が明確にならないとできないのではないか。</p>	<p>代替の浅場を造成し、良好な生息環境を創出することとしたものである。</p>
<p>廃棄物の処分量予測は、廃棄物発生量の抑制という積極的施策の上に成り立っているとは思えない。</p> <p>したがって、中央防波堤外側埋立地を有効に長期にわたって利用し、合せて発生量の抑制を図ることが先決である。</p>	<p>東京都では、限りある埋立処分場を長期間有効に利用するため、生ごみのコンポスト化処理施設の建設、びん・かん類の選別収集の試行、粗大ごみの破碎及び鉄分回収、プラスチック類の固化処理施設建設の計画化等の廃棄物の資源化、減量化、減容化を進めている。今回の処分量の予測は、これらの各種施策を踏まえて行ったものである。</p>

2. 対象事業の目的及び内容

2.1 事業の目的

本事業は「東京港港湾計画」（昭和56年12月改訂、昭和58年7月一部変更）に基づき、市街地における航空機騒音問題の解消のための空港移転用地の確保及び廃棄物の最終処分地確保のため、羽田沖に埋立地を造成（拡張）するものである。

2.2 事業の内容

(1) 位置及び区域

位置は大田区羽田空港二丁目地先であり、事業区域は、図-1のとおりである。

(2) 規 模

① 面積及び地盤高

約337ha、A.P.+5.0m～+5.5m（平均A.P.+5.2m）

② 埋立土量（廃棄物処分量等）

埋立土量は、表-4のとおりである。

表-4 埋立土量

単位：万m³

廃棄物	3,063
埋立用土砂	1,270
計	4,333

③ 外周護岸の構造及び延長

外周護岸の構造及び延長は、表-5のとおりである。

表一5 外周護岸

単位：m

構造	延長
ケーソン式	5,143
二重鋼矢板式	2,430
計	7,573

(3) 工事期間

工事期間は、表一6のとおりである。

表一6 工事期間

工事内容	工事期間
護岸工事	昭和58年度～昭和64年度
廃棄物等による埋立工事	昭和61年度～昭和65年度

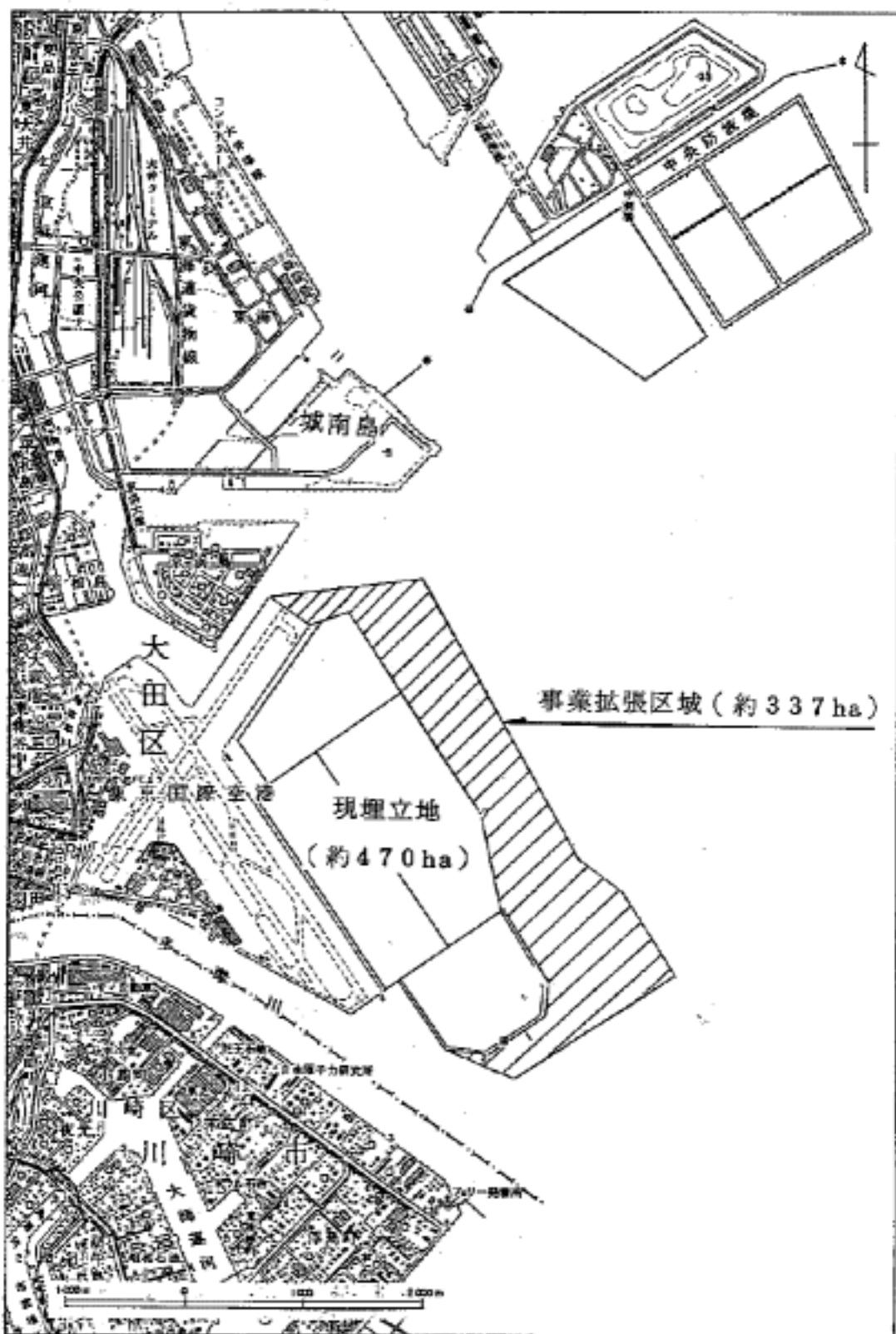


図-1 事業の計画図